

柳川市監査委員告示第7号

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表します。

平成23年11月7日

柳川市監査委員 松藤 博明
柳川市監査委員 吉田 勝也

平成22年度 財政援助団体監査報告

第1 監査の対象団体及び期間

対象団体	期 間
(財) 北原白秋生家保存会	平成22年9月 7日から 平成22年9月24日まで

第2 監査の範囲

平成21年度の柳川市立歴史民俗資料館（以下、「資料館」という。）指定管理料に係る出納その他の事務の執行

第3 監査の方法

監査は、指定管理料に係る出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているか、会計経理に誤りがないか等を主眼とし関係書類を照合、検査を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施した。9月14日には対象団体へ実地調査を行った。

第4 監査を実施した監査委員名

松藤博明
藤丸富男

第5 団体の概要

1 設立の趣旨

(財) 北原白秋生家保存会（以下、「保存会」という。）は、昭和46年3月5日に財団法人設立の許可を受け、寄附行為（定款）に次の目的を達成する趣旨を定めている。

『この法人は、福岡県文化財指定史跡「北原白秋生家」および北原白秋の郷土柳川の風物資料ならびに遺品を後世に保存してその偉業を顕彰し、併せて日本文化の向上に寄与することを目的とする。（寄附行為第3条）』

2 事業（寄附行為第4条）

- (1) 生家の維持管理に関する事。
- (2) 遺品資料の取得および展示に関する事。
- (3) 関係機関団体と連携し、北原白秋を顕彰すること。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

3 市との関係

- (1) 資料館の指定管理

保存会は、寄附行為第4条に定める事業の一部として旧柳川市から資料館の管理を、柳川市歴史民俗資料館条例（以下、「資料館条例」という。）を根拠として受託してきた。新市発足後、指定管理者制度の導入に伴い平成18年4月1日から平成21年3月31日まで、市議会議決を経て指定管理者として管理業務を行った。さらに、再度の指定により平成21年4月1日から平成24年3月31日まで、引続き管理業務を行う基本協定を市教育委員会と締結している。指定管理料は平成21年度決算で12,000千円となっている。

(2) 役員

平成22年3月31日現在、理事長に市教育長、理事に教育部長、総務部長が就任している。

4 組織

(1) 役員（寄付行為第14条）

理事 7名以上10名以内（うち、理事長、副理事長各1名、常務理事1名）

監事 2名

平成22年3月31日現在は、理事8名（うち、理事長、副理事長各1名）

(2) 評議員（寄付行為第21条）

10名以上15名以内

平成22年3月31日現在は、評議員11名

(3) 事務所の位置（寄付行為第2条）

柳川市沖端町55番地の1 北原白秋生家内

(4) 職員

平成22年3月31日現在は、事務職員4名

5 事業の概要について

(1) 資料館入館者数等（平成21年4月1日から平成22年3月31日）

有料入館	無料入館	合計	研修室利用回数
69,947名	2,520名	72,467名	22回

(2) 財務状況

保存会の平成21年度貸借対照表は未作成であるが、財産目録は次のとおり。
資産総額 360,145,297円（①+②）

①□ 基本財産 221,798,673 円（うち基本金 134,400,000 円）

② 運用財産 138,346,624 円

(3) 特別会計歳入歳出決算額

保存会の収支予算は、一般会計と特別会計で構成されており資料館に係る予算は特別会計として執行されている。平成 21 年度の特別会計の決算は表 1 のとおりで、歳入が 24,514,894 円、歳出が 20,873,873 円で、歳入歳出差引額 3,641,021 円は平成 22 年度へ繰越決算となっている。

歳入の主なものは、「1. 指定管理料等収入」において指定管理料 12,000,000 円、入館料 9,662,230 円となっている。歳出の主なものは、「1. 事務費」において給料手当 8,304,010 円、「2. 管理費」において光熱水料費 2,106,373 円、委託費 3,927,325 円、「3. 特定預金」において退職給与引当預金 1,018,800 円となっている。

【表 1】

平成 21 年度特別会計歳入の部

科 目	予算額 (円)	決算額 (円)
1. 指定管理料等収入	22,350,000	21,662,230
2. 雑収入	51,000	35,893
前期繰越 (金)	2,963,000	2,816,771
合 計	25,364,000	24,514,894

同歳出の部

科 目	予算額 (円)	決算額 (円)
1. 事務費	14,401,042	12,681,977
2. 管理費	8,390,000	7,173,096
3. 特定預金	1,022,000	1,018,800
4. 予備費	1,550,958	0
合 計	25,364,000	20,873,873

歳入歳出差引額 24,514,894 円－20,873,873 円＝3,641,021 円

第 6 監査の結果

指定管理の業務に係る出納その他の事務については、おおむね適正に行われていたが、一部について下記のとおり是正又は検討を要する事項が認められた。

1 保存会に対する指摘事項、要望事項

- (1) 一般以外のユースホステル会員に対して、資料館条例施行規則第3条第1項第2号で10円減免と定めているにもかかわらず20円減免し、小学生・中学生は40円、高校生・大学生は100円で観覧料を徴収している（規則に基づき減免した場合、ユースホステル会員は、小学生・中学生が50円、高校生・大学生が110円となる）。

特別な理由がないかぎり施行規則に基づいた減免で観覧料を徴収されたい。

=参考=

資料館条例施行規則第3条（観覧料の減免額）

ユースホステル会員が観覧するときは、観覧料の減免を次のとおり定めている。

「ア 小学生、中学生、高校生及び大学生 10円減額」

「イ 一般 20円減額」

これらに基づき、観覧料を整理すると次表のとおりである。

区分	個人	団体（30人以上）	ユースホステル会員（規則）
小学生・中学生	60円	1人につき40円	50円
高校生・大学生	120円	1人につき100円	110円
一般	150円	1人につき130円	130円

- (2) 資料館の休館日は、資料館条例第4条第1項で「1月1日並びに12月30日及び31日」と規定しているが、平成21年においては「12月29日」も休館であった。臨時休館は、同条第2項で認められ第19条第1項で「市長の承認を得なければならない」ことになっており、市長承認が文書で行われないうまま臨時休館となるのは不適切である。臨時休館が必要と認められる場合は、適切な手続きをとられたい。

- (3) 保存会事務局規程等が平成6年10月1日に制定以来、改正内容が整理されていないので早急に作成されたい。

2 所管課 生涯学習課に対する指摘、要望事項

- (1) 資料館は、保存会が所有する土地に建設されているが、土地借用に関して契約書が未作成と認められ、また市決算書において賃借料の支払いが確認できないので無償借用と認められる。設立当初から双方の合意で借用は続いてきたと考えられるが、後日の紛争を避けるためにも必要事項等を定めた契約書を締結されたい。

(2) 協定書第9条に定める業務報告書では、毎月終了後10日以内に保存会から事業報告書に記載する事項を市へ報告するよう求めているが、平成21年度分の報告を受理した日は、次のとおり4月分から11月分までは不定期となっている。

7月分から8月分まで・・・・・・・・・・・・・・・・平成21年9月25日受付
4月分から6月分まで、9月分から11月分まで・・平成21年12月9日受付
12月分から3月分まで・・・・・・・・・・・・・・・・毎月終了後受付

3 意見

保存会は、市議会の議決により指定管理者として選定され、平成18年度から平成20年度までを第1次の期間、平成21年度から平成23年度までを第2次の期間として、資料館の入館者増加のため創意工夫を行っている。

しかしながら、観光客数の伸び悩みもあり白秋生家・資料館ともに入館者は減少傾向が続いている。入館者増加に努めるため保存会は旅行会社等に営業活動を行っているが、入館者数は平成21年度で69,947名、ピーク時の平成4年度の221,925名と比べて3割程度の入館にとどまり、保存会の主要な収入も減少してきている。観覧料が減少することは財務状況を低下させることになり、今後の正規職員退職に伴う補充や引当金等の問題も生じてくるので、保存会においては管理運営に関する経費を節減し、事業として経済性を発揮するよう努められたい。

なお、今回の財政援助団体の監査については、「第2 監査の範囲」で述べたとおり、その対象を「柳川市立歴史民俗資料館指定管理料に係る出納その他の事務の執行」として、「特別会計分」をその監査の対象としたが、平成20年12月1日に施行された公益法人制度改革にあたり、保存会としても対策を講じる必要性があることから、次のような意見を付け加える。

これまでの法人にあっては、平成25年11月30日までに新たな法人の許可を得る必要があるが、保存会の関係者等からその進捗状況を聞くと、既に移行準備を進められ、来年度中には結論が出される予定となっている。

今回の公益法人制度改革では、その法律の内容からこれまで以上に法人の運営経営について、事業実施の計画性や将来性また財務面での安定性が求められているが、保存会においては監査日現在、一部において規程の整備がなされていないものや、複式簿記の導入が遅れているため必要な財務諸表が不足している状況である。

保存会においては、以上のことを踏まえ、新たな法人に移行される準備を遅滞なく進められることを望むところである。